

令和4年度 第1回 まちづくり専門委員会議

令和4年8月29日（月）14：00～16：00
三宮国際ビル7階 701 会議室

次第

1. 開会
2. まちづくり構想の提案
 - ・ 月見山本町2丁目まちづくり協議会（須磨区） . . . [資料1]
3. まちづくり協定の更新
 - ・ 御影山手地区（東灘区） . . . [資料2]
 - ・ 青木南地区（東灘区） . . . [資料3]
4. 住民主体のまちづくりにおける合意形成のあり方 . . . [資料4]
5. まちづくり支援制度の見直し . . . [資料5]
6. 報告事項
 - ・ まちづくり協議会認定取り消し
 夢野西まちづくり協議会（兵庫区） . . . [資料6]
 - ・ まちづくり協議会の変更届出書の受理 . . . [資料7]
7. 閉会

◆その他配布資料◆

- ・ まちづくり条例の構成とまちづくり専門委員会議の役割 . . . [資料8]
- ・ 令和4年度 まちづくり専門委員一覧 . . . [資料9]
- ・ まちづくり専門委員会議設置要綱 . . . [資料10]

月見山本町2丁目まちづくり構想の提案について

1 専門委員会議で意見聴取する事項

まちづくり構想の提案（神戸市地区計画及びまちづくり協定等に関する条例第7条）

2 まちづくり協議会が発足した経緯

月見山本町2丁目地区は、中央幹線の北側から山陽電車月見山駅の南側に位置し、駅前通りと中央幹線沿いには商店街、その他は賃貸アパートやマンション、住宅が密集しており、老朽化した家屋も見られる。平成12年に「月見山本町2丁目周辺まちづくりの会」が発足。中央幹線暫定整備に伴う広域的な協議会である「月見山のまちづくりを考える会」のスタートに伴い活動休止となったが、平成16年に再開し、17年に「月見山本町2丁目まちづくり協議会」を設立。

3 地区・組織の概要

(1) 団体設立 平成17年10月16日

(2) 対象区域

- ・所在地：須磨区月見山本町2丁目
- ・面積：約1.9ha、世帯数：約160世帯、人口：約280名

(位置図)



(3) まちづくり活動の目的

月見山本町2丁目地区内の住民および事業者・権利者等が自ら「話し合い」「課題を共有し合い」「知恵を出し合い」を進めることにより、賑わいと交流のある、安心して住みよい町にすることを目的とする。（規約第2条「目的」より）

(4) 活動の経緯と取り組み状況

活動の経緯	
H17.10	月見山本町2丁目まちづくり協議会設立
H18~H20	まちづくり構想の検討
H21.4	まちづくり構想を須磨区長へ提出
H23~	都市計画道路月見山線の一旦廃止を受け意向調査（地区内・来街者）を実施
H25~	まちづくり構想の再検討開始 （協議会の新たな体制づくりやまちづくりプラン(新・構想)の検討)
H31.4	まちづくり協議会の認定
R元~	役員会にて、まちづくりプラン(新・構想)(役員会素案)を作成
R3.7	総会にてまちづくりプラン(新・構想)(役員会案)を策定、関係者に説明
R3.10~R4.5	まちづくりプラン(新・構想)に関するアンケート実施
活動の取り組み状況 <ul style="list-style-type: none"> ・ 総会（年1回） ・ 役員会の開催（月1回） ・ ニュースの発行（通算第35号） ・ その他 住民の交流を図る取組み（まち歩き、イベント開催等） 	

3. まちづくり構想の提案について

(1) 【まちの将来像】

月見山の風土を活かした健康で文化的に暮らせるまち

- 目標
1. 安全なまち
まち全体において、まちの基盤となる道路・建物等の安全性を高めていきます。
 2. 住民や来街者にやさしいまち
商業地については、駅前や幹線道路沿いの商業地は、住民の日々の暮らしを支えるとともに、地区周辺に点在する観光・文化施設に訪れる人におもてなしできるまちを目指します。
 3. 様々な世代が住み続けられるまち
住宅地については、子どもから高齢者まで様々な世代が、健康で安心して住み続けられるよう、快適な住環境と住民同士の支えあいのあるまちを目指します。

(2) まちづくり条例第7条の確認

第7条 まちづくり協議会は、住み良いまちづくりを推進するため、住民等の総意を反映して地区のまちづくりの構想に係る提案をまちづくり提案として策定することができる。

○合意形成の結果

住民に対し、まちの将来像についてアンケート調査を実施

- ・ 回収率：71.8%（賃貸を除く）、賛同率：94.5%

※詳細は別紙△のとおり

以上の結果を受け、総会の場でまちづくりプラン（新・まちづくり構想）の市への提出を決定した。

○月見山本町2丁目まちづくり構想に関するアンケート○

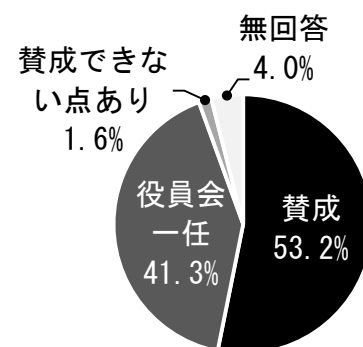
月見山本町2丁目地区アンケート集計結果（地区外権利者含む）

配布数 170 回収数 122 回収率 71.8%（賃貸を除く）

（全体の配布数 262 回収数 126 回収率 48.1%）

問. 『月見山本町2丁目まちづくりプラン（役員会案）』について

	回答者数	割合
1. 賛成である	67	53.2%
2. まちづくり協議会役員会に一任する	52	41.3%
3. 賛成できない点がある	2	1.6%
無回答	5	4.0%
合計	126	100.0%



「1. 賛成である」「2. まちづくり協議会役員会に一任する」の合計
 ⇒ 53.2% + 41.3% = 94.5%

○ 回収率：71.8%（賃貸を除く）

○ 「まちづくり構想(案)」への賛同率：94.5%



まちづくり協議会は、住み良いまちづくりを推進するため、住民等の総意を反映して地区のまちづくり構想に係る提案をまちづくり提案として策定することができる。

（神戸市地区計画及びまちづくり協定等に関する条例 第7条）

住民の総意を得ているため、まちづくり提案として提案で

きる

月見山本町2丁目まちづくりプラン

まちの将来像

◆ まちの将来の姿

月見山の風土を活かした
健康で文化的に暮らせるまち

月見山の現在のまちの雰囲気や周辺の歴史資源の豊かさなどをいかしながら、月見山で暮らす人々が、安全でいつまでも健康で暮らし続けられるようなまちを目指します。

◆ まちづくりの目標

最優先
目標

安全なまち

まち全体において、まちの基盤となる道路・建物等の安全性を高めていきます。

住民や来街者に
やさしいまち

商業地については、駅前や幹線道路沿いの商業地は、住民の日々の暮らしを支えるとともに、地区周辺に点在する観光・文化施設に訪れる人に、おもてなしできるまちを目指します。

様々な世代が
住み続けられるまち

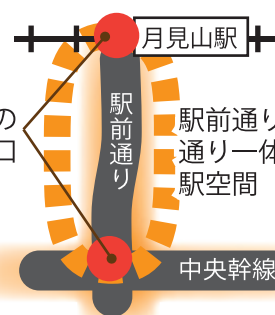
住宅地については、子どもから高齢者まで様々な世代が、健康で安心して住み続けられるよう、快適な住環境と住民同士の支えあいのあるまちを目指します。

◆ まちの骨格・エリア図



重点エリア

駅前通り 歩行者が安全で歩きやすい通り



月見山駅の駅前通りは、通り全体を駅空間ととらえ、歩行者が月見山駅まで安全に歩いて通行できる道とします。また、月見山駅・中央幹線との交差点を“まちの玄関口”とします。

骨格道路 住民の暮らしを支える主要道路

ゴミ収集車や消防車等が通行できるような道路を目指します。

まちづくりプランの方向性

重点エリア 駅前通り

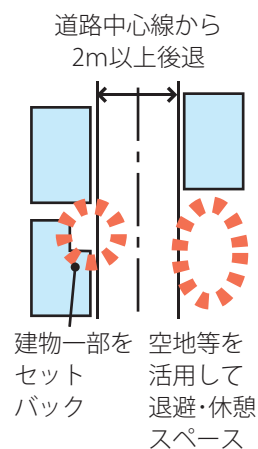


安全に歩くことができる 通りづくり

歩行者が安全に歩くことができるよう、必要な通行幅の確保に向けた取り組みを進めます。

● 取り組みイメージ ●

- ・ 通行幅の確保
- ・ 電柱等の障害物の撤去 (電柱の地中化や移設等)
- ・ 歩行者の通行退避・休憩空間づくり (空地の活用や建物の部分的なセットバック等の協力をお願い)
- ・ 中央幹線近辺での自動車の乗降空間づくり
- ・ 車両の交通規制の検討



イメージ例) 部分的なセットバックで自動車通行時に歩行者が一時的に退避できる場所



歩いて楽しい通りづくり

歩行者が快適に楽しんで通行できるよう、道路の美装化や周辺施設への案内表示等の取り組みを進めます。

● 取り組みイメージ ●

- ・ 道路の美装化
- ・ バラの小径やまちの魅力・案内掲示
- ・ 魅力のある商店街の形成 (イベント協力・魅力発信・空き店舗の活用)



“魅力ある商店街の形成”については、月見山商店会に協力しながら、取り組みを進めていきます。

まちの玄関口づくり

月見山の玄関口となる中央幹線と駅前通りの交差部の周辺付近には、月見山駅や周辺施設への案内等を行っていきます。

● 取り組みイメージ ●

- ・ 案内ゲート・ポールの設置
- ・ 観光案内板の設置
- ・ 路面案内表示

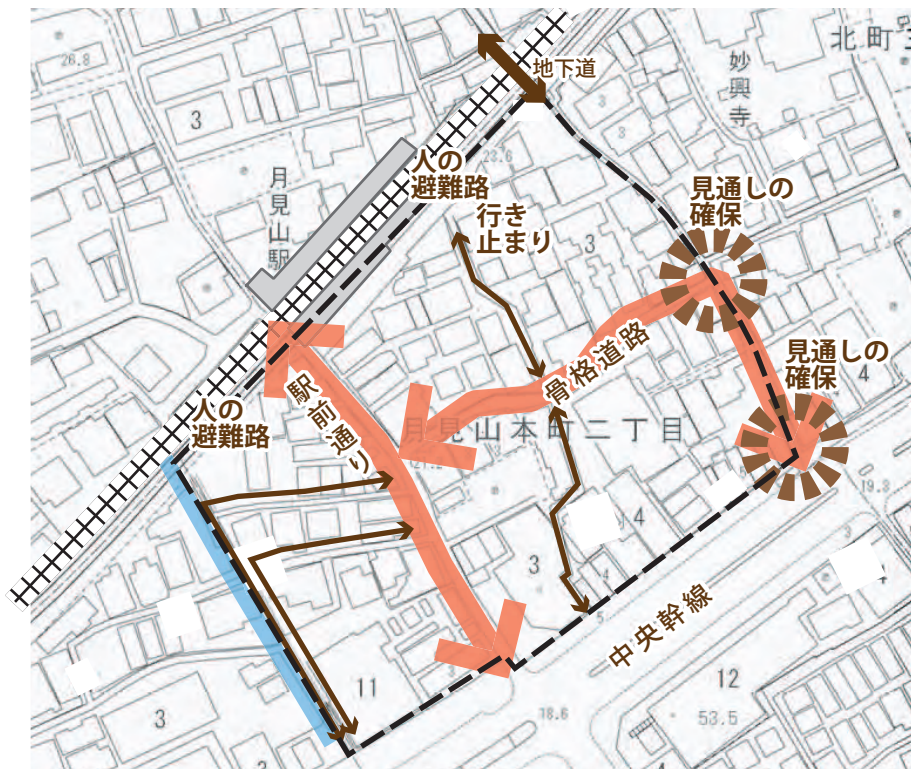
イメージ例) 路面案内表示 (誘導サイン)



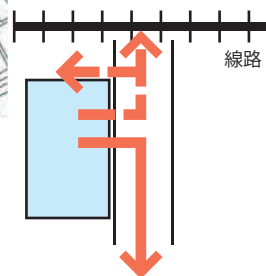
まちづくりプランの方向性

まち全体

駅前通りを含む周辺市街地全体



火事の際、避難できるように、二方向以上の人の避難路を確保



安全な暮らしづくり

安全な住宅地を形成するため、防災・防犯・交通安全につながる取り組みを進めます。

イメージ例) 人の避難用の通路



● 取り組みイメージ ●

- ・ ゴミ収集車・救急車・消防車が通行できる骨格道路づくり (建物・塀を道路中心線から2m以上後退、交差点での隅切り確保等)
- ・ 細い道の環境改善 (私道の舗装推進、水路の安全対策等)
- ・ 人の避難路づくり (二方向以上に避難できる通路の確保等)
- ・ 建物の耐震化・建替えや危険な塀の撤去推進
- ・ 空家・空地の適切な管理の推進 (所有者の連絡先把握と情報発信等)
- ・ 小さな空地づくり (一時避難地等)
- ・ 夜間の道の明るさ確保 (街灯の設置、門灯点灯運動等)
- ・ 交通安全・防犯設備の設置 (カーブミラー・防犯カメラ等)
- ・ 防災・防犯・交通安全につながる活動参加、情報発信

誰もが快適で安心な暮らしづくり

誰もが快適で安心して暮らせるよう、まちの美化や生活に必要な施設の確保、住民交流につながる取り組みを進めます。

● 取り組みイメージ ●

- ・ クリーンステーションの設置推進 (新設マンション等に設置を依頼)
- ・ 清掃活動への参加
- ・ 空地の活用推進 (駐車場の整備推進等)
- ・ 交流の支えあいのまちづくり活動の実施 (あいさつ・声かけ・見守り活動・ゴミ出し支援等)

まちづくりプランの実現に向けて

● 取り組みの進め方 ●

- ・ 優先順位を考えながら
- ・ 自分達にできることから

まちの安全につながる取り組みを優先して取り組んでいきます。

また、自分達でできることから、取り組みを進めていきます。

● 取り組みの方法 ●

- ・ 関係者の意向を踏まえて、適切な方法を使って

まちづくりの将来像を実現するには、様々な方法（手段）があります。

関係者の意向も踏まえ、専門家の助言のもと、適切な方法で取り組んでいきます。

例) ルールづくり（まちづくり協定）

建物・敷地の共同化 など

● 連携による取り組み ●

- ・ 月見山商店会等の地域団体や施設等と連携して

月見山本町2丁目を含む一体は、月見山連合自治会があります。また地区内には、月見山商店会もあります。

これらの団体や周囲にある観光施設等とも連携しながら、まちづくりに取り組んでいきます。

私達と一緒に、まちづくりに取り組みませんか？

月見山本町2丁目まちづくり協議会では、まちの安全確保をはじめとした様々な活動に取り組んでいく予定です。

まち歩きイベント、まちの魅力を紹介するパネル掲示やパンフレットの作成なども行っていきますので、ぜひ、活動にご参加ください。

▼まち歩きイベント



▼パネル展示



▼パンフレット



御影山手まちづくり協定の改定更新について

1 専門委員会議で意見聴取する事項

まちづくり協定の変更・更新締結

(神戸市地区計画及びまちづくり協定等に関する条例第9条)

2 地区の概要

位置：東灘区御影山手2～6丁目、

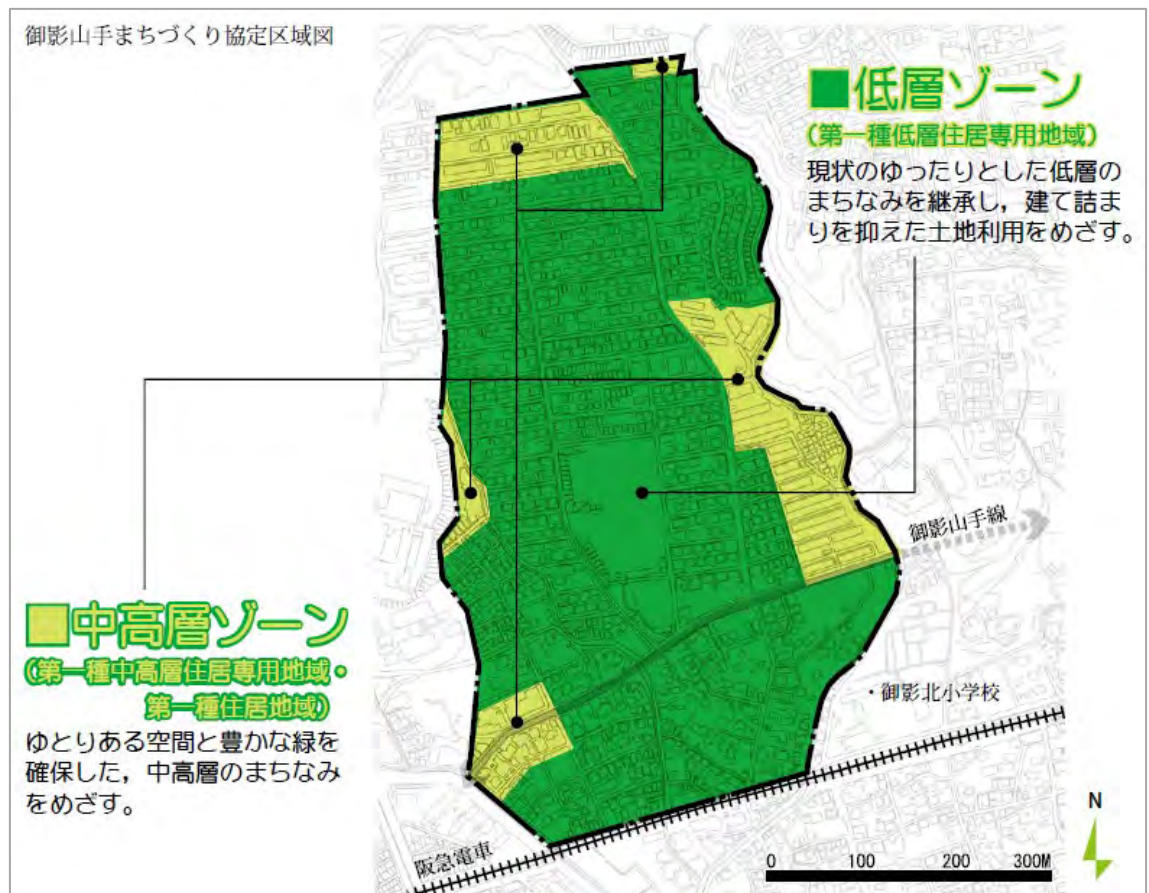
面積：約43.2ha

世帯数：2,314世帯

(住民基本台帳 R4.3 末時点)

人口：5,428人

(住民基本台帳 R4.3 末時点)



3 協定締結組織

御影山手まちづくり協定委員会（平成 25 年設立）

4 御影山手まちづくり協定委員会の経緯

- ・平成 17 年 山手部会（御影地区まちづくり協議会）の活動開始
- ・平成 25 年 1 月 御影山手まちづくり協定委員会設立
- ・平成 25 年 1 月 まちづくり協議会の認定
- ・平成 25 年 3 月 御影山手まちづくり協定締結

↓

<10 年間まちづくり協定を運用：協定期間 令和 5 年 3 月 6 日まで>

5 まちづくり協定の改定更新

（1）協定の改定更新に向けた活動

- ・令和 3 年 2 月 1 日 まちづくりに関するアンケート調査〔まちづくり協定の更新（変更）事項、御影山手の今後のまちづくり方針に関する事項〕
- ・令和 3 年 5～6 月 アンケート集計〔マスタープラン部会で Excel に取りまとめ〕
- ・令和 3 年 7 月 アンケート集計結果の報告配布・HP にアップ
- ・令和 3 年 11 月 アンケート時のコメントや自由意見について、HP による公開・自治会館で印刷物を閲覧（個人攻撃となる部分を除く）
- ・令和 4 年 1 月 アンケート結果も踏まえて、まちづくり協定改定更新案の作成
- ・令和 4 年 3 月 まちづくり協定改定更新案に対する同意確認書配布
- ・令和 4 年 4 月 同意確認書 地区内集計
- ・令和 4 年 5 月 同意確認書 地区外集計
意見書に対する協定委員会の見解とりまとめ
- ・令和 4 年 6 月 協定改定更新最終案 作成
まちづくりニュース発行〔アンケートの結果と主な意見・質問に対する回答・協定案の提示〕
- ・令和 4 年 6 月 総会〔協定改定更新案の神戸市への提出について議決〕
- ・令和 4 年 7 月 市へ協定締結願書を提出

■協定改定更新に向けた周知

- 令和 3 年 2 月 アンケート調査票配布に併せて現協定内容を配布
- 令和 3 年 6 月 御影山手まちづくり協定委員会 HP 運用開始
- 令和 3 年 7 月 アンケート結果の報告（配布と常時閲覧）
- 令和 4 年 3 月 同意確認書に併せてアンケート結果を踏まえた協定更新案を配布
- 令和 4 年 6 月 まち通信 Vol.9 号（アンケートの結果と主な意見・質問に対する回答・協定案の提示）・総会の案内
- 令和 4 年 7 月 総会の結果報告

(2) 改定(変更)の内容

①(土地利用方針)の改定

【現協定】

第6条 地区の土地利用方針は、次のとおりとする。

- (1) 低層ゾーン(第一種低層住居専用地域)・・・現状のゆったりとした低層のまちなみを継承し、建て詰まりを抑えた土地利用をめざす。
- (2) 中高層ゾーン(第一種中高層住居専用地域・第一種住居地域)・・・ゆとりある空間と豊かな緑を確保した、中高層のまちなみをめざす。

【更新案】

低層ゾーン(第一種低層住居専用地域)に「緑ある」を以下の通り追記する。

『現状のゆったりとした 緑ある 低層のまちなみを継承し、建て詰まりを抑えた土地利用をめざす。』

【理由】 まちづくり協定委員会で新築案件を審議する際、できる限り植栽し街の緑化に協力いただくように要請している。またアンケートの結果、「各戸ができるだけ植栽する」ことに賛同の方が44%、反対の方が7%(残りはどちらでも良いまたは無回答)であったため、御影山手の緑あるまちなみを維持したいと考え追記を提案する。

②(門灯などの設置)の改定

【現協定】 夜間の明るさを確保するため、各戸は門灯・玄関灯などの設置に努める。

【更新案】 夜間の照明点灯によって地域の防犯環境などの向上を図るため、各戸は門灯・玄関灯などの設置に努める。

【理由】 何故、門灯・玄関灯を設置していただきたいかの理由として「防犯」を明記し、夜間の照明点灯への協力を促すため、文章の修正を提案する。

③条項の順番の見直し

以下の理由により、条項の順番を見直す。

【理由】 条項の順番は、基本方針、土地利用方針に続いて、敷地に関する条項、建物に関する条項、建物周辺の条項、最後に賃貸集合住宅の管理、空地・空家の管理の条項となるよう見直す。

協定の更新案 下線部を追記・変更

(土地利用方針)

第6条 地区の土地利用方針は、次のとおりとする。

(1) 低層ゾーン(第一種低層住居専用地域)・・・現状のゆったりとした緑ある低層のまちなみを継承し、建て詰まりを抑えた土地利用をめざす。

(門灯などの設置)

第13条 夜間の照明点灯によって地域の防犯環境などの向上を図るため、各戸は門灯・玄関灯などの設置に努める。

(2) 合意形成

① アンケート調査

御影山手地区の全エリア住民に対して、協定の更新内容等を検討するため、また、今後の御影山手のまちづくりのあり方を検討するため、アンケート調査を実施した。

◇実施時期：2021（令和3）年2月～3月

◇配布/回収：1314/1911 ◇回収率：68.8%

② 同意確認

アンケートの結果をもとに作成した『御影山手まちづくり協定改定案』に関して、同意の確認をアンケート形式で実施した。

◇実施時期：2022（令和4）年3月

◇配布と回収率・賛同率

確認の対象 2,366

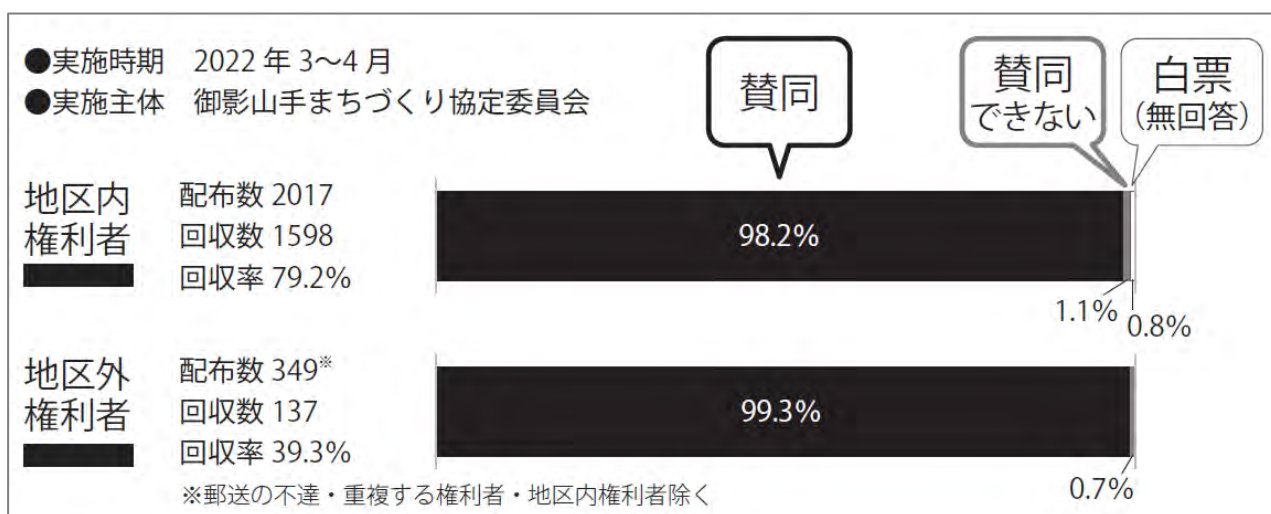
地区内：2,017世帯、地区外（土地所有者・建物所有者）：349人

※地区内は各自治会が配布・回収（ワンルーム・賃貸住宅も含む）

※地区外へは郵送にて配布・回収

▶回収率 地区内 79.2%、地区外 39.3%（全体：73.33%）

▶賛同率 地区内 98.2%、地区外 99.3%



③ 総会による議決

総会議案3「御影山手まちづくり協定（案）を神戸市に提出」に関し、書面決議を行った。

◇実施時期：2022（令和4）年6月

▶議決権行使書 回収率 70.99%

議案3 賛成 1368票（96.20%）、反対 16票、白票 38

>>①②③により、「御影山手まちづくり協定」（更新案）を神戸市と締結することに関して地域の同意を得られたため、7月25日に神戸市長あて、「協定締結願」が提出された。

▶御影山手まちづくり協定（案） 別紙のとおり

▶協定期間 令和5年3月7日～令和15年3月6日

(4) 具体の意見への対応

同意確認書の中でいただいた意見に対しては、協定委員会の中で議論し、見解をとりまとめたものをニュースの中で掲載した。

質問

◆建替え時には、更新案第 9・10 条記載の隣地・主要道路からの外壁後退を必ず守らないといけないのでしょうか？

回答

防犯・防災面や住環境の観点から、建て詰まりを抑えるために原則として順守をお願いします。ただし、協定締結時（平成 25 年 3 月）より 120 m²未満の敷地に限り、現状の後退距離を狭めない範囲での建替えを可能としています。協定の「運用細則」を作成しこれを明記することを検討します。

意見

◆「緑ある」を追記することに反対です。植栽による落ち葉に非常に悩まされています。緑地規定を設けても緑地の管理まで取り決めなければトラブルの原因になります。歩道に植木がはみ出し、雨の日は傘をさせません。歩道にはみ出さないようしていただきたい。最近強風の日が多くなり、落ち葉などが他人の敷地や道路に散乱しています。また、枝の越境問題も発生します。まちづくり協定で個人宅に植栽を求めるべきではない。

回答

緑化については従来から新築の審議を行う際に協力をお願いしており、今回の改定はその実態に合わせるものです。また、木を植えることを好まない方には、プランターや植木鉢を置くなどの工夫をお願いしています。

意見

◆道路の照明は管理者の責任で行うものです。防犯のための夜間照明は自然環境及び SDGs の観点で反対です。むしろ、街灯の点灯時間を短くして欲しい。

回答

以前、夜間に女性をねらった犯罪が地区内で発生したことから、門灯・玄関灯の設置をお願いしています。なお、神戸市道の街灯は神戸市が設置していますが、御影山手には多くの私道があり、私道の街灯は自治会が設置しています。街灯の設置間隔は概ね 20m であり、場所によっては明るさが不十分です。夜間の照明点灯にご協力をお願いします。

意見

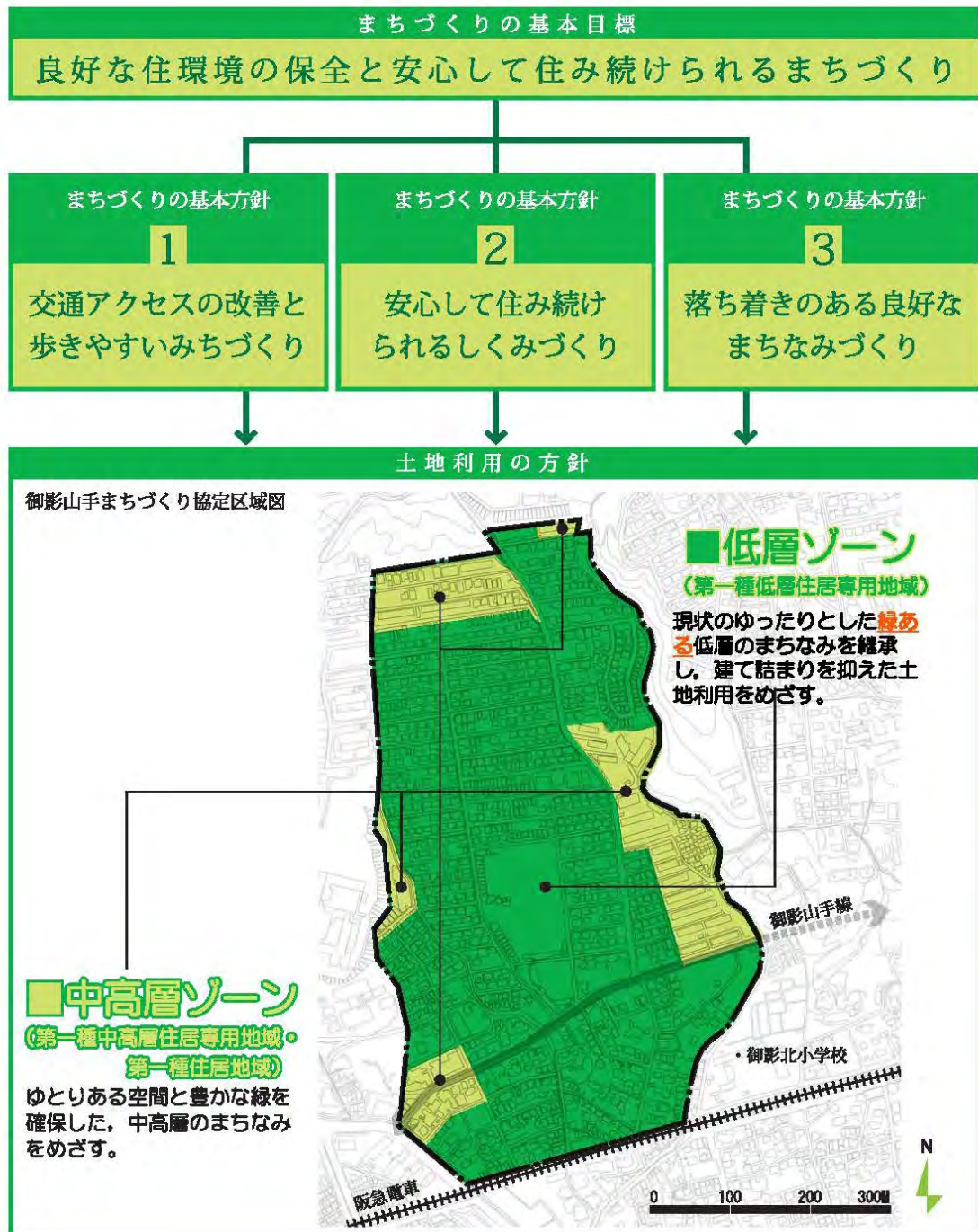
◆敷地の細分化 120 m²以上を撤回するべし。239 m²の土地は分割できません。売りたいのに売れなくなります。その結果、空地が増えて良好な住環境が失われます。

◆敷地面積最低限度 120 m²は狭すぎます。御影山手の不動産が切り刻まれていく現状は見るに堪えない。

回答

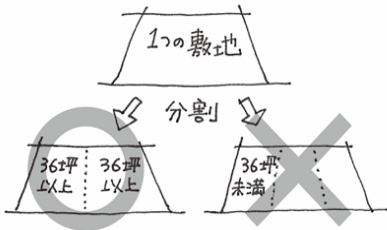
大多数の方からはこの基準に同意をいただきましたが、同意できないという方々の意見は二分しており（狭すぎる／広すぎる）、当初の敷地面積の最低限度 120 m²（昨年 3 月に行ったアンケートで 85.0% の方から賛同いただきました）を維持したいと考えます。新たな建築に際し、宅地の細分化による建て詰まりを未然に防止することがねらいです。なお「最低 120 m²」という基準は、「公的開発団地における住環境保全のための建築等指導要項要綱」（神戸市）に準じて設定しています。ご理解いただきたくお願いします。

(5) 御影山手まちづくり協定(案) 改定



(敷地面積の最低限度)

第7条 敷地の細分化による居住環境の悪化を防止するため、敷地面積の最低限度は120㎡とする。ただし、協定締結時において敷地面積が120㎡未満である場合は、その面積を最低限度とする。



(建築物の階数の限度)

第8条 「低層ゾーン」において、居室として使用する部分は、地下を含めて3層以下とする。



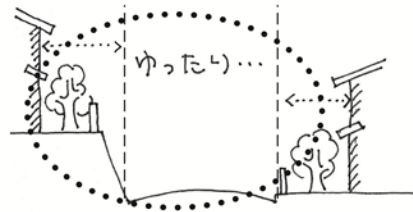
(隣地からの外壁の後退距離)

第9条 隣地境界線からの外壁等の後退距離は0.5m以上とする。ただし、500㎡以上の敷地に建つ共同住宅においては、その距離は2.5m以上とし、植栽帯を配する等隣地への圧迫感を抑える。



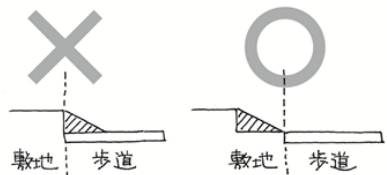
(道路からの外壁の後退距離)

第10条 主要道路の沿道においては、道路からの外壁等の後退距離は1.0m以上とする。



(歩道のバリアフリー化に配慮した敷地利用)

第11条 玄関や車庫出入口と道路面との間の高低差は敷地内で処理する。



(建物等のデザインへの配慮)

第12条 建築物等の外壁や屋根、外構等は、近隣のまちなみから突出した色彩（原色など彩度が高い色）や意匠を避け、周囲と調和するように努める。



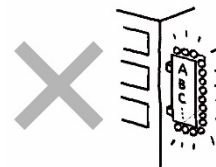
(門灯などの設置)

第13条 **夜間の照明点灯によって地域の防犯環境などの向上を図るため**、各戸は門灯・玄関灯などの設置に努める。



(屋外広告物の設置基準)

第14条 自家用でない屋外広告物（貸看板等）は設置しない。また、屋外広告物を設置する場合は、必要最小限のものとし、設置場所、規模、意匠、色彩等を工夫し、周辺環境と調和するように努める。



(賃貸集合住宅の管理)

第15条 賃貸集合住宅の管理にあたっては、管理人又は責任者を定め、その名称及び連絡先を明示し、常時連絡がとれるようにする。



(空地・空家の管理)

第16条 空地や空家の所有者及び管理者は、その適切な維持管理に努め、まちの環境や美観を著しく損なう荒れ地化（廃棄物を放置する、雑草が生い茂るなど）を防止する。



御影山手まちづくり協定

神戸市長（以下「市長」という）と御影山手まちづくり協定委員会（以下「委員会」という）は、“良好な住環境の保全と安心して住み続けられるまちづくり”を基本目標として、神戸市地区計画及びまちづくり協定等に関する条例（昭和56年12月条例第35号）第9条の規定に基づき、次のとおりまちづくり協定（以下「協定」という）を締結する。

（名称）

第1条 この協定は「御影山手まちづくり協定」と称する。

（地区の位置及び区域）

第2条 この協定の対象となる地区（以下「地区」という）の位置は「御影山手2～6丁目」とし、区域は御影山手まちづくり協定区域図に示すとおりとする。

（市長と委員会の役割）

第3条 委員会はこの協定によりまちづくりを推進し、市長はこの協定に基づき、委員会に対し、必要な助言及び指導に努めるものとする。

（まちづくりの基本目標）

第4条 当委員会の区域を含む御影地区まちづくり協議会との連携のもと、“良好な住環境の保全と安心して住み続けられるまちづくり”を基本目標として、まちづくりを推進する。

（まちづくりの基本方針）

第5条 地区のまちづくり基本方針は、次のとおりとする。

- (1) 交通アクセスの改善と歩きやすいみちづくり
- (2) 安心して住み続けられるしくみづくり
- (3) 落ち着いたある良好なまちなみづくり

（土地利用方針）

第6条 地区の土地利用方針は、次のとおりとする。

- (1) 低層ゾーン（第一種低層住居専用地域）…現状のゆったりとした緑ある低層のまちなみを継承し、建て詰まりを抑えた土地利用をめざす。
- (2) 中高層ゾーン（第一種中高層住居専用地域・第一種住居地域）…ゆとりある空間と豊かな緑を確保した、中高層のまちなみをめざす。

（敷地面積の最低限度）

第7条 敷地の細分化による居住環境の悪化を防止するため、敷地面積の最低限度は120㎡とする。ただし、協定締結時において敷地面積が120㎡未満である場合は、その面積を最低限度とする。

（建築物の階数の限度）

第8条 「低層ゾーン」において、居室として使用する部分は、地下を含めて3層以下とする。

（隣地からの外壁の後退距離）

第9条 隣地境界線からの外壁等（別表1）の後退距離は0.5m以上とする。ただし、500㎡以上の敷地に建つ共同住宅においては、その距離は2.5m以上とし、植栽帯を配するなど隣地への圧迫感を抑える。

（道路からの外壁の後退距離）

第10条 主要道路（別図1）の沿道においては、道路からの外壁等（別表1）の後退距離は1.0m以上とする。

（歩道のバリアフリー化に配慮した敷地利用）

第11条 玄関や車庫出入口と道路面との間の高低差は敷地内で処理する。

（建物等のデザインへの配慮）

第12条 建築物等の外壁や屋根、外構等は、近隣のまちなみから突出した色彩（原色など彩度が高い色）や意匠を避け、周囲と調和するように努める。

（門灯などの設置）

第13条 夜間の照明点灯によって地域の防犯環境などの向上を図るため、各戸は門灯・玄関灯などの設置に努める。

（屋外広告物の設置基準）

第14条 自家用でない屋外広告物（貸看板等）は設置しない。また、屋外広告物を設置する場合は、必要最小限のものとし、設置場所、規模、意匠、色彩等を工夫し、周辺環境と調和するように努める。

（賃貸集合住宅の管理）

第15条 賃貸集合住宅の管理にあたっては、管理人又は責任者を定め、その名称及び連絡先を明示し、常時連絡がとれるようにする。

（空地・空家の管理）

第16条 空地や空家の所有者及び管理者は、その適切な維持管理に努め、まちの環境や美観を著しく損なう荒地化（廃棄物を放置する、雑草が生い茂るなど）を防止する。

（協定の有効期間）

第17条 この協定の有効期間は、締結日から起算して10年とする。更新する際は、市長及び委員会が協議の上で行う。

（補則）

第18条 協定の運用に必要な基準等は、まちづくり協定運用細則として別に定めることができる。

2. この協定に疑義が生じた場合は、市長及び委員会が協議するものとする。
3. この協定に改定の必要が生じた場合は、市長及び委員会が協議の上、改定するものとする。

以上のとおり協定を締結した証として、本書2通を作成し、協定当事者において記名押印の上、各1通を保有する。

令和5年3月7日

神戸市長 久元 喜造

御影山手まちづくり協定委員会
会長 市村 克彦

青木南地区まちづくり協定の更新について

1. 専門委員会議で意見聴取する事項

まちづくり協定の更新締結

(神戸市地区計画及びまちづくり協定等に関する条例第9条)

2. 地区の概要

位置：東灘区青木1丁目の一部、2丁目、3丁目

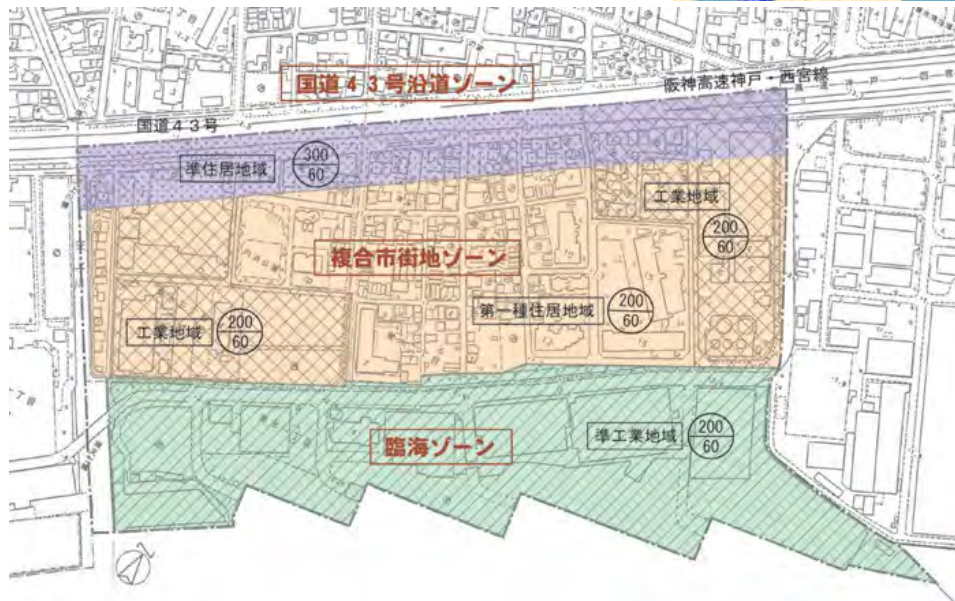
面積：約23ha

世帯数：約1,267世帯

(住民基本台帳R4.3末時点)

人口：約2,674人

(住民基本台帳R4.3末時点)



3. 協定締結組織 青木南地区まちづくり協議会 (H12年設立)

4. 青木南地区まちづくり協議会の経緯

- ・平成12年11月 青木南地区まちづくり協議会 設立
- ・平成14年11月 まちづくり協議会に認定
- ・平成15年2月 青木南地区まちづくり協定 締結
- ・平成19年12月 青木南地区地区計画 決定
- ・平成20年8月 協定内容の一部変更
- ・平成25年2月 協定の更新(1回目)

↓

<10年間まちづくり協定を運用：協定期間 令和5年2月5日まで>

5. まちづくり協定の更新（変更）

(1) 協定の更新（変更）に向けた活動

- ・令和3年6月～ 次の更新に向けて協定の見直し・更新に関する検討を開始
- ・令和3年11月～ 協定更新に関する意向確認（アンケート）調査
- ・令和3年12月～ アンケート集計
- ・令和4年6月 総会にて協定更新（変更）についての議決
- ・令和4年7月 市へ協定締結願を提出

(2) 協定更新（変更）に向けた周知

- ・令和3年5月 協議会ニュース 38号（事業計画に協定の更新作業を位置づけ）
- ・令和3年9月 協議会ニュース 40号（協定の説明及び、役員案の提示）
- ・令和3年11月 アンケート調査票配布
- ・令和4年3月 協議会ニュース 41号（アンケート結果報告）
- ・令和4年7月 協議会ニュース 42号（総会結果報告）

(3) 更新（変更）の内容

① 「葬儀を主たる目的とする建築物」の規制エリアを追加

ゾーン内に立地していた該当の事業所がなくなったことに伴い、国道43号沿道ゾーンを規制エリアとして追加する。

① 建築物等の用途及び営業の制限 赤字の2か所が、現在の協定から変更（削除）する部分です。

●次の用途の建築物は建築できません。
 （建築物の用途の制限は、別途「青木南地区地区計画」でも定められています。）

○まちづくり協定での規制内容

- 1) パチンコ店、カラオケボックス等（国道43号沿道ゾーン）
- 2) 危険性や環境を悪化させるおそれが多い工場・貯蔵庫等
- 3) 葬儀を主たる目的とする建築物 （国道43号沿道ゾーンは除く）

今回削除

〔ただし、この協定締結時に既に存在しているこれらの用途の建築物を、規模が大きくなる範囲で、改築、修繕等を行う場合は、この限りではありません。〕

○地区計画での規制内容

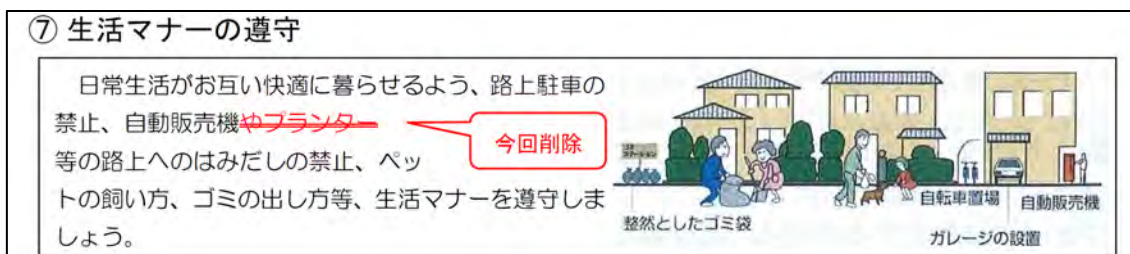
- 1) パチンコ店、カラオケボックス等（国道43号沿道ゾーン以外）
- 2) マージャン屋等
- 3) ホテルと旅館
- 4) 15㎡を超える畜舎

●営業については次のような規制があります。

- 1) 暴力団などの入居、営業はできません。
- 2) 風俗営業法に規定されている業種、テレホンクラブなどの入居、営業はできません。
- 3) 原則として、事業所は深夜営業はできません。

② 生活マナーの遵守

「営業目的ではない」「まちなみ環境への寄与が認められる」「必要な場合には簡単に撤去可能」等の理由で、あえて規制を宣言する必要はないと思われるため、文言を修正する。



(4) 合意形成

① アンケート結果

アンケート結果は、下表のとおりとなった。なお、ワンルームマンションの地区内地権者には、調査票を送付したものの調査に協力を得られなかったため、集計上では除くこととした。

表 アンケート結果

	配布数	回収数			回収率	賛同率 (回収数に 対して)	
		賛成	反対	無記入			
地区内住宅・事業所	994	701	690	10	1	70.5%	98.4%
地区内ワンルームマンション	222	7	7	0	0	3.2%	100%
地区外土地建物所有者	213	74	71	2	1	34.7%	95.9%
合計	1429	782	768	12	2	54.7%	98.2%
合計 (ワンルームを除く)	1027	775	761	12	2	75.5%	98.1%

② 具体の意見への対応

アンケート調査時に権利者からでた更新（変更）案への意見に対し、協議会としての考え方をまとめ、協議会ニュース 41号にて周知した。

**アンケート
まちづくり協定更新のための意向確認調査
へのご協力ありがとうございました。**

昨年から今年にかけて青木南地区のまちづくり協定更新のための意向確認調査を実施いたしましたが、会員の皆さまにはご協力ありがとうございました。

地区住民等の総意として認められる回収率（賛同）を得られましたので、ご報告いたします。

まちづくり協定に関する意見では、協定に関する事項で賛成・反対に関わらず、「生活マナーの遵守」で道路上への『ブランターのみみだし』を削除することへの意見が数票ずつ見られました。


	配布数	回収数	回収率
地区内住宅・事業所	994	701	70.5%
地区内ワシルームマンション	222	7	3.2%
地区外土地建物所有者	213	74	34.7%

回収票（782票）の内訳	票数	比率
賛成	768	98.2%
反対	12	1.5%
賛否の記載なし	2	0.3%

この項目については、1. 通行に邪魔にならない範囲で、2. 必要な時には容易に移動可能であり、3. 地区の街並み景観に奇与する、場合などにおいては、あえて明文化して規制するまでもないのでは、・・・という趣旨のものです。

当然、通行の妨げになったり、不安感・不快感を与えたりするようなものを許容する趣旨ではなく、具体的な扱い等については、引き続き検討を進めていきます。

また、協定に関する内容以外のご意見については、今後、役員会等にて検討し、必要な場合にはアンケート等により皆さまのご意見をお聞きしたり、関係団体・役所へ連絡をします。



③ 総会での決議

① アンケート結果、②具体の意見への対応に基づき、総会の場で協定の更新（変更）を決議した。

- ・総会日時：令和4年6月12日
- ・「青木南地区まちづくり協定（案）」：別紙のとおり
- ・協定期間：令和5年2月5日～令和15年2月4日

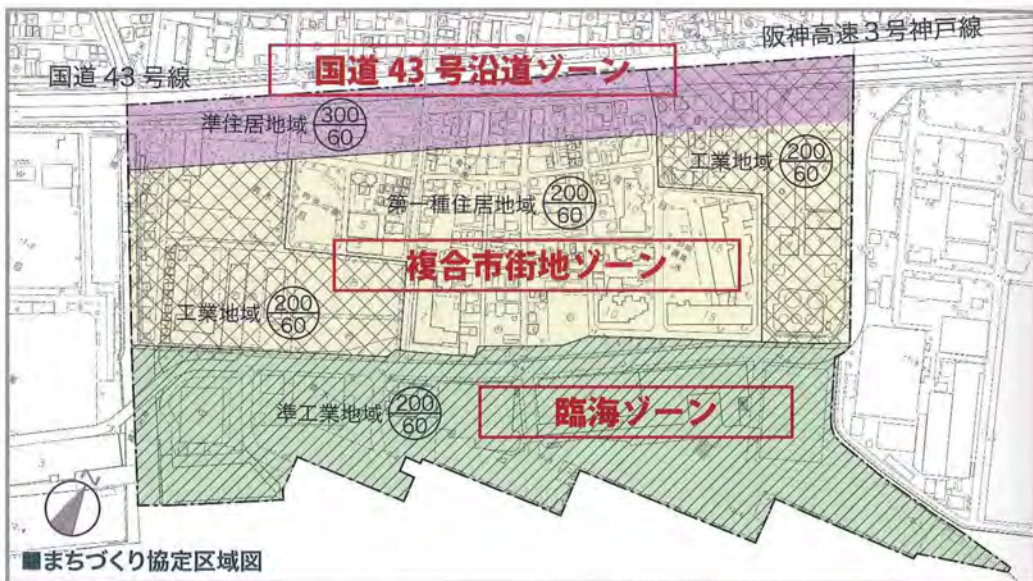
青木南地区まちづくり協定更新(変更)案の概要

神戸市長と青木南地区まちづくり協議会は、「神戸市地区計画及びまちづくり協定等に関する条例」に基づき、「青木南地区まちづくり協定」を締結しています。【平成15年2月5日締結、平成25年2月5日更新】

このまちづくり協定は、「青木南地区まちづくり構想」に基づき、“海と潤いと文化のある安全・安心で魅力あるまちづくり”を実現するため、**建築行為等のルールを定めた**ものです。

このたび更新(変更)する案の概要は以下のとおりです。

(現行協定からの変更箇所を赤字で記載しています。)



① 建築物等の用途及び営業の制限

● 次の用途の建築物は建築できません。

- 1) パチンコ屋、カラオケボックス(国道43号沿道ゾーンに限る)
- 2) 危険性や環境を悪化させるおそれが多い工場・貯蔵庫等
- 3) 葬儀を主たる目的とする建築物 **(国道43号沿道ゾーンは除く)**

今回削除

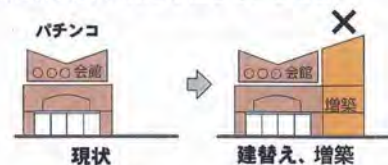


新しく建てることはできません

ただし、この協定締結時に既に存在しているこれらの用途の建築物を、規模が大きくなる範囲で、改築、修繕等を行う場合は、この限りではありません。

- 暴力団などの入居、営業等ではできません。
- 風俗営業法に規定されている業種、テレホンクラブなどの入居、営業ではできません。
- 原則として、事業所は深夜営業ではできません。

〈協定締結時に既に存在している場合〉



現状

建替え、増築

※地区計画による建築物の用途制限は、まち協ニュースNo.40 又は神戸市ホームページをご参照ください。→



② ファミリー形式住戸の推奨

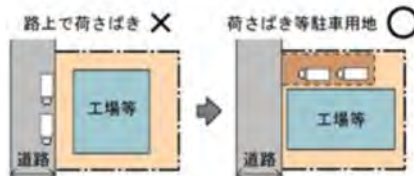
地区のコミュニティを維持するため、集合住宅等を建てる場合、ファミリー形式住戸を設置するよう努めましょう。

(なお、ファミリー形式住戸とは、30㎡以上のもので、全体戸数の1/4以上設置します。ただし、常駐の管理人を置くなど、対策をとる場合は、まちづくり協議会と協議して下さい。)



③ 荷さばき等駐車用地の設置

路上での荷さばき駐車等を防止するため、延べ面積が1,000㎡以上の事業所等は、荷さばき等駐車用地を設けましょう。また、1,000㎡未満の場合でも、駐車用地を設けるように努めましょう。



④ 垣、柵等の構造の制限

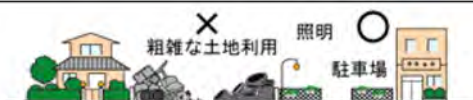
みどり豊かな潤いのあるまちにするため、道路に面する垣や柵等は、生垣や植栽を伴う塀としましょう。

また、道路に面する場所での門灯の設置に努めましょう。



⑤ 粗雑な土地利用の制限

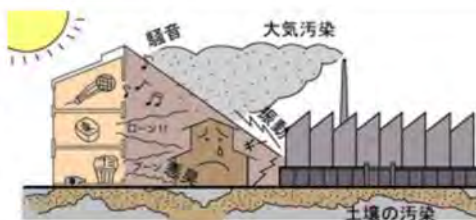
まちの環境や美観を著しく損なう廃品ストックヤードなどの土地利用はできません。



⑥ 周辺環境への配慮

快適な環境と潤いのあるまちとするため、次のことに努めましょう。

- 建築物等の形態・色彩・材質等は、周辺環境と調和するように工夫しましょう。
- 日照障害や、騒音、振動、悪臭、大気・水質・土壌の汚染等の防止に努めましょう。



⑦ 生活マナーの遵守

日常生活がお互い快適に暮らせるよう、路上駐車禁止、自動販売機やポスター等の路上へのはみだしの禁止、ペットの飼い方、ゴミの出し方等、生活マナーを遵守しましょう。



(案)

青木南地区まちづくり協定書

神戸市長（以下「市長」という。）と青木南地区まちづくり協議会（以下「協議会」という。）は、青木南地区を“海と潤いと文化のある安全・安心で魅力のあるまち”を基本目標として推進するため、神戸市地区計画及びまちづくり協定等に関する条例（昭和56年12月条例第35号）第9条の規定に基づき、次のとおりまちづくり協定（以下「協定」という。）を締結する。

（名 称）

第1条 この協定は、「青木南地区まちづくり協定」と称する。

（地区の位置及び区域）

第2条 この協定の対象となる地区（以下「地区」という。）の位置は次のとおりとし、区域は青木南地区まちづくり協定区域図（以下「別図」という。）に示すとおりとする。

神戸市東灘区青木1丁目の一部及び青木2丁目、3丁目

（市長と協議会の役割）

第3条 協議会はこの協定により、地区の住み良く働きよい健全なまちづくりを推進し、市長はこの協定に基づき、協議会に対し、必要な助言及び指導に努めるものとする。

（まちづくりの基本目標）

第4条 地区のまちづくりにあたっては、より健全な地区環境の形成を図るため、地区特性を生かした“海と潤いと文化のある安全・安心で魅力のあるまち”を基本目標に推進する。

（まちづくりの基本方針）

第5条 地区のまちづくり基本方針は、次のとおりとする。

- (1)豊かな海・自然と共生するまち
- (2)快適な環境と潤いのあるまち
- (3)安全・安心でコミュニティのあるまち
- (4)文化的で活力と魅力のあるまち

（土地利用方針）

第6条 地区の土地利用方針は、次のとおりとする。

- (1)国道43号沿道ゾーンは、幹線道路型土地利用及び広域防災帯としての整備を図る。
- (2)地区中央部の複合市街地ゾーン（臨港地区を除く）は、住宅、工場、流通倉庫、店舗、文化施設等が適度に複合する活力のある土地利用を促進する。
- (3)臨海ゾーンは、災害時における耐震バースとしての利用を図るとともに、ウォーターフロントの立地を生かした集客ゾーン及び流通業務ゾーンとしての整備を図る。

(建築物の用途の制限)

第7条 建築物の用途の制限は、前条(1)から(3)のゾーンを、用途地域に応じて細区分し、用途地域上の制限に加えて、別途地区計画に定めるものとする。

2. 前項で定められたもの以外に、地区内においては、次の用途の建築物は建築してはならない。ただし、この協定の締結の際、現に存する下記の建築物の敷地において、原則として同床面積以内の改築、修繕等を行う場合は、この限りでない。

(1) パチンコ屋、カラオケボックス(ただし、国道43号沿道ゾーンに限る)

(2) 危険性や環境を悪化させるおそれが多い工場又は貯蔵庫等(建築基準法別表第2(ぬ)第1号、第3号及び第4号に掲げるもの)

(3) 葬儀を主たる目的とする建築物

(ファミリー形式住戸の推奨)

第8条 地区内で賃貸集合住宅等を建築する場合、地区のコミュニティを維持し、また世帯構成のバランスを図るため、ファミリー形式住戸(住戸専用面積がおおむね30㎡以上のものをいう。)を総戸数の1/4以上設置するように努める。ただし、管理人の常駐等協議会が認める必要な措置を講じた場合はこの限りでない。

(荷さばき等駐車用地の設置)

第9条 路上での荷さばき等の駐車を防止するため、事業所等で業務に使用する部分の延べ面積が1,000㎡以上となる場合は、荷さばき等の駐車に用地を設ける。また、1,000㎡未満の場合についても、可能な限り荷さばき等の駐車に用地を確保するよう努める。

(垣、柵等の構造の制限)

第10条 みどり豊かで潤いのあるまちの形成、安全性の向上等を図るため、道路に面する垣、柵等は生垣、又は、植栽を伴う塀とする。また、道路に面する箇所での門灯の設置に努める。ただし、安全、防犯上又は、プライバシー確保のため等、止むを得ない事情のある場合はこの限りではない。

(業種等の制限)

第11条 良好な住環境の確保と健全な市街地の形成を図るため、青少年の健全な育成に不適当とみなされる業種(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定されている業種、テレホンクラブ等)及び集团的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれのある組織は入居、営業してはならない。

(深夜営業の制限)

第12条 青少年の健全な育成、地域環境の保全のため、地区内の事業所は原則として深夜営業をしてはならない。ただし、事情等を踏まえ、協議会が特に認めた場合はこの限りでない。

(粗雑な土地利用の制限)

第13条 地区内の空地、工場跡地等において、まちの環境や美観を著しく損なう廃品ストックヤード等の土地利用は制限する。

(周辺環境への配慮)

第14条 快適な環境と潤いのあるまちとするため、建築物等の意匠(形態・色彩・材質等)は、周辺環境と調和するように工夫する。また、日照障害、並びに大気汚染、水質汚濁(地下水汚染等)、土壌汚染、騒音、振動、悪臭等の防止に努める。

(協定の有効期間)

第15条 この協定の有効期間は、締結日から起算して10年とする。更新する際は、市長及び協議会が協議の上で行う。

(補 則)

第16条 この協定の運営にあたっては、まちづくり協定運営委員会を設けるとともに、協定の運用に必要な基準等は、まちづくり協定運用細則を別に定め運用する。

2. この協定に疑義が生じた場合又は、協定に定めない事項については、市長及び協議会が協議するものとする。
3. この協定に改訂の必要が生じた場合は、市長及び協議会が協議の上、改訂するものとする。

以上のとおり協定を締結した証として、本書2通を作成し、協定当事者において記名押印の上、各1通を保有する。

令和 5年 2月 5日
神戸市長 久元 喜造

青木南地区まちづくり協議会
会 長 赤木 勝

(平成15年2月5日 締結)
(平成20年8月19日 一部変更)
(平成25年2月5日 更新締結)
(令和5年2月5日 更新締結)

住民主体のまちづくりにおける合意形成のあり方について

神戸市では S56 年のまちづくり条例制定を契機に、住民が主体となる「協働と参画のまちづくり」を進めてきているところである。

住民が主体となって進める住み良いまちづくりを実行可能なものとするためには、地区の住民が活動に参加し、地域住民等の思いをまちづくりに反映していく必要がある、また、その活動内容を地域に広く周知したうえで、そのまちづくりの活動に関して高い賛同率を得られていることが重要である。

1. 現行の住民等の賛同率の確認方法

項目	内容	運用上の基準
広報	ニュースの配布などで広く周知	-
意見をもらう (アンケート調査等)	それぞれの項目に対する考え方の集約、自由意見など	8割回収、8割同意を目指す ($0.8 \times 0.8 = 0.64$ (64%) の同意)
同意確認 (アンケート調査形式)	賛否を問う	
定例会の会合	開催頻度、その内容など	-

アンケート調査形式は数値の基準を運用上定めているので、まずはこの数値を目指してもらおうようお願いしている。

最終的な賛同率の判断は、アンケート調査形式の基準をもとに、広報の頻度や勉強会の開催状況等も踏まえて総合的に判断している。

2. 同意確認に関する課題

「同意確認（アンケート調査形式）」について、昨今の住宅形態の状況、社会情勢の変化、あるいは新型コロナウイルスの感染拡大やネット社会の進行などによる人との接触機会の減少により、作業を担う住民側から次の点に非常に苦慮しており、回収率を上げるために多大な労力が必要となっているとの意見がでてきている。

- ・共同住宅が増えてきており、建築に関する決め事に関心が薄い層が増えてきている。
- ・共同住宅の中でも賃貸住宅に関しては全く関心を持たない人が多い。
- ・オートロックの住宅では住民と直接話す機会を持たないことがある。
- ・玄関口で話すことを躊躇する人が多くなってきている。
- ・自治会非加入の世帯が増えてきている。

3. 今後の賛同率の確認について

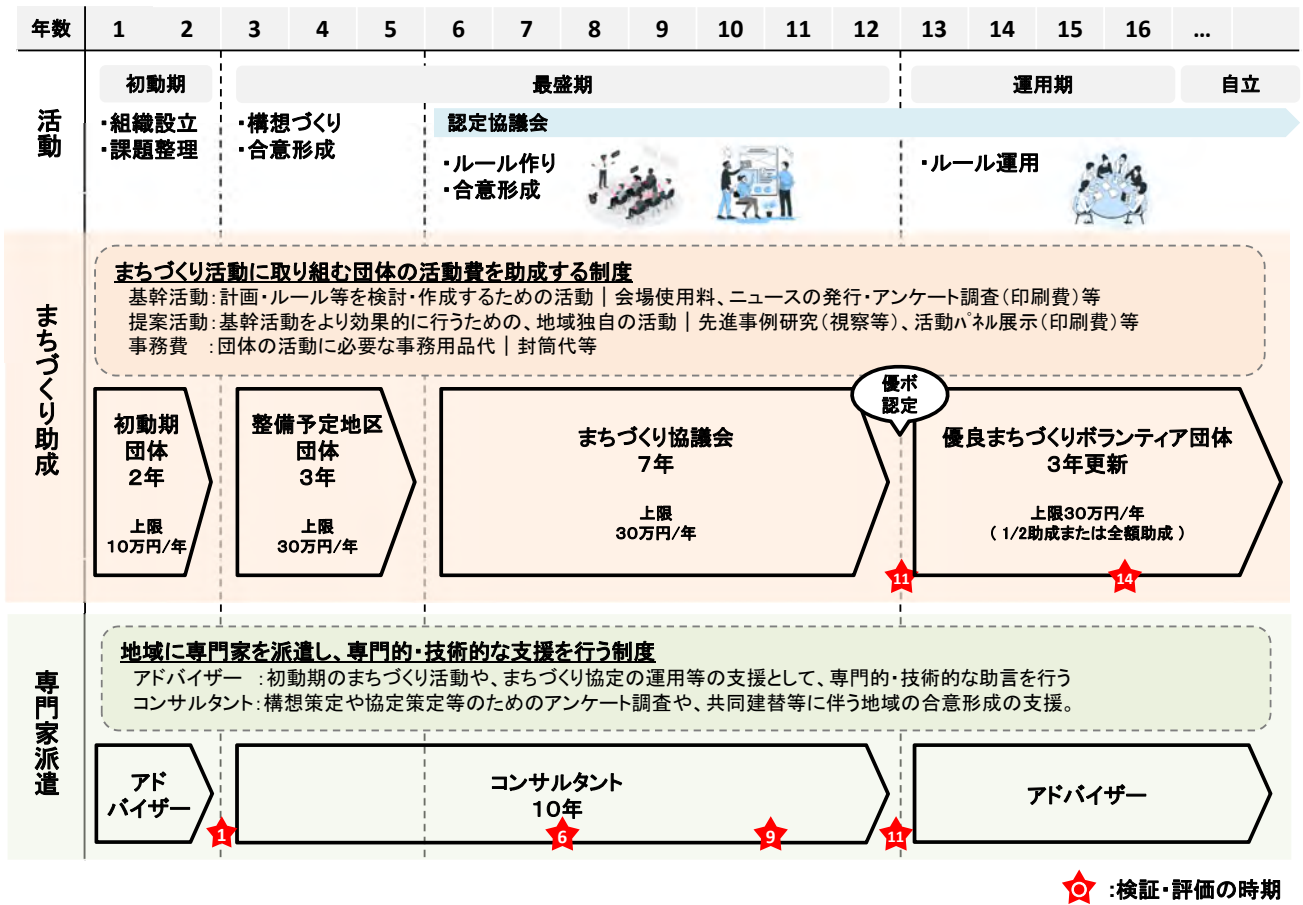
一律にアンケート結果による「大多数の同意」を求めるのではなく、

- ① 広報（まちづくりを知る機会）、②意見を述べる機会
- をしっかりと確保したうえで、

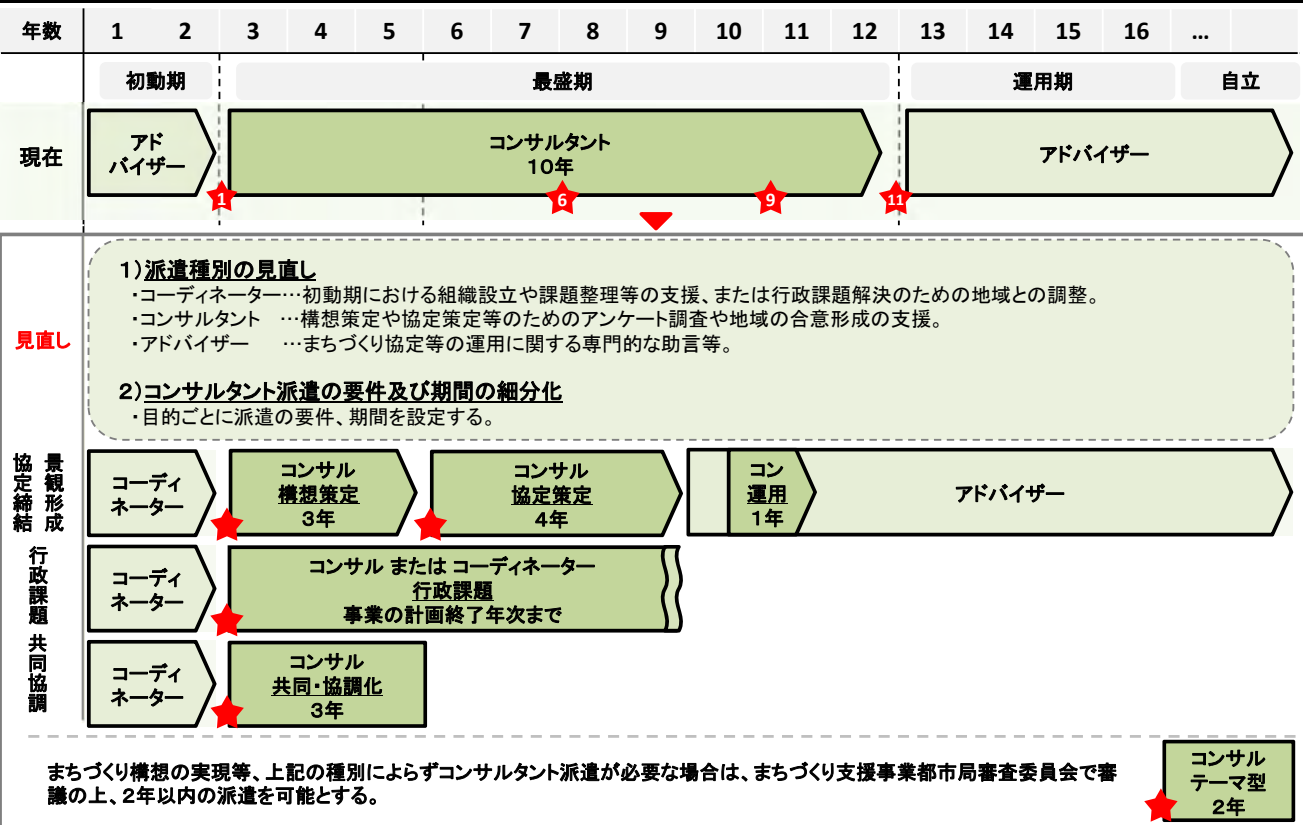
[例えば…]

- ・賃貸集合住宅（ワンルームマンションなど）は同意確認対象から除外する
- ・まちづくり協定の更新（内容の変更なし）の場合は、簡易な確認方法を用意するなど、住民側の負担の軽減を図ることも検討していきたい。

まちづくり支援事業の概要(例:まちづくり協定の策定・運用)



神戸市専門家派遣制度 見直し方針



協定締結…地域住民の発意により活動が開始され、まちづくり構想の策定や、まちづくり協定の運用などを行う団体
 景観形成…景観形成市民協定等の策定などを行うとする団体
 行政課題…都市計画道路の検討や密集市街地の改善、行政課題と関連するまちづくり活動を行う団体
 共同協調…都市計画事業等の施行に関連して行われる共同化・協調化を行う団体

★: 検証・評価の時期

夢野西まちづくり協議会の 認定の取り消しについて

1 まちづくり専門委員会議で報告する事項

まちづくり協議会より認定取消申出書が提出され、認定を取り消す場合

「神戸市地区計画及びまちづくり協定等に関する条例施行規則」(抜粋)

第5条 市長は、まちづくり協議会が様式第4号によるまちづくり協議会認定取消申出書により、まちづくり協議会の認定の取消しを申し出たときは、その認定を取り消すことができる。

2 夢野西まちづくり協議会の概要

- (1) 団体設立：平成15年6月
- (2) 対象区域：兵庫区湊川町10丁目、
菊水町9丁目、10丁目の一部、
鴨越町、滝山町の一部
- (3) 面積：約25ha
- (4) 人口：約2,600名
- (5) 世帯数：約1,300世帯
- (6) 役員の構成：自治会役員等



3 認定の取消し

(1) 取消年月日

令和4年5月31日

(2) 取消の理由

社会情勢によるまちづくり活動の変化、地域課題の実状を踏まえ、ふれあいのまちづくり協議会と合併することでまちづくり活動・運営の効率化を図る。今後は協議会で定めた「まちづくり構想2」のさらなる実現に向けて、住み続けられるまちを目標に、取り組みを継続することとし、令和4年度定期総会により承認を得た。その後、まちづくり条例施行規則第5条第1項の規定により認定取消申出書の提出がなされたため、その認定を取り消した。

(3) 経緯

平成15年6月	夢野西まちづくり協議会設立
平成19年1月	まちづくり構想アンケート実施
平成20年3月	まちづくり構想第2回アンケート実施
平成20年7月	まちづくり構想を神戸市へ提案
平成27年3月	まちづくり協議会の認定
平成28年3月	まちづくり構想2アンケート実施
平成29年1月	まちづくり構想2を策定
令和4年5月	総会にて今後のまちづくりの活動方針を確認、協議会の解散

【活動方針】

社会情勢、地域課題の実状を踏まえ、まちづくり活動・運営の効率化を図るため、現協議会はふれあいのまちづくり協議会と合併し、今後も活動を継続する。

まちづくり協議会の変更について

1. まちづくり専門委員会議で報告する事項

まちづくり条例施行規則第4条に規定するまちづくり協議会に係る変更の届出があった場合
(神戸市地区計画及びまちづくり協定等に関する条例施行規則第4条)

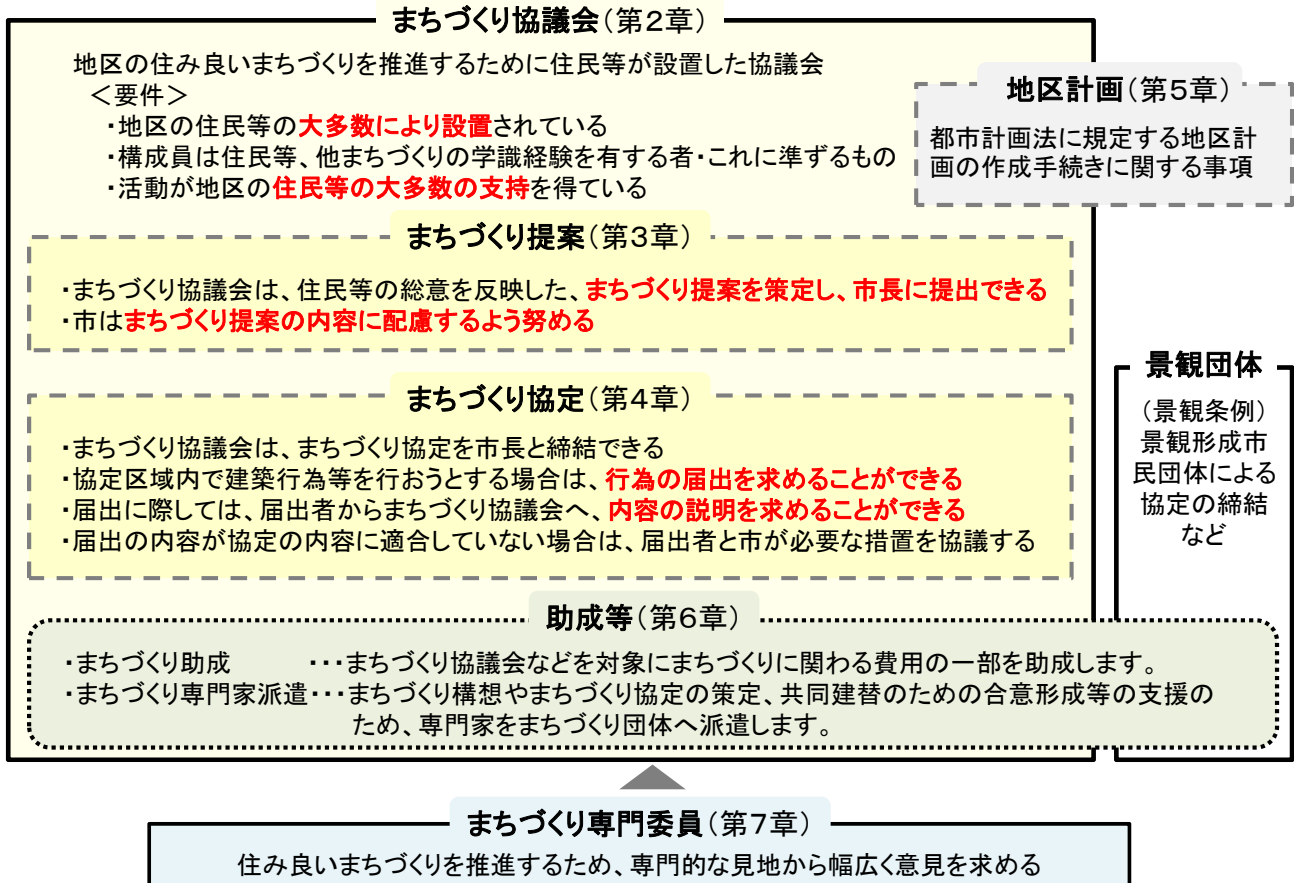
「神戸市地区計画及びまちづくり協定等に関する条例施行規則」(抜粋)

第4条 まちづくり協議会は、第2条の規定により提出した申請書又は添付した図書の記載事項について変更があったときは、速やかに様式第3号によるまちづくり協議会変更届出書により変更の内容を市長に届け出なければならない。

2. 変更の届出があった協議会

	区	協議会名称	変更届出日	変更内容
1	東灘	青木地区まちづくり協議会	令和4年6月29日	代表者の変更
2	東灘	本山北町まちづくり協議会	令和4年6月29日	代表者の変更

神戸市地区計画及びまちづくり協定等に関する条例(まちづくり条例)



まちづくり専門委員会議の役割

意見を述べる事項

まちづくり協議会

- ・協議会を認定／取消す場合

まちづくり構想の提案

- ・**提案を受ける場合**

まちづくり協定

- ・**協定の締結／変更する場合**
- ・協定に適合しない届け出の措置について協議する場合

まちづくり支援

- ・優良まちづくりボランティア団体に関する検証・評価
- ・コンサルタント派遣に関する検証・評価

その他

- ・**市長が必要があると認める場合**

報告を受ける事項

- ・**まちづくり協議会の変更の届出／認定取り消しの申し出があった場合**

※赤字は本日の議題

令和4年度 まちづくり専門委員一覧

(50音順・敬称略)

所属	氏名（ふりがな）	委嘱期間
神戸大学大学院 工学研究科 准教授	(くりやま なおこ) 栗山 尚子	令和4年度
兵庫県立大学 国際商経学部 教授	(くるまい ひろこ) 車井 浩子	令和3年度 令和4年度
関西学院大学 建築学部 教授	(しみず ようこ) 清水 陽子	令和3年度 令和4年度
合資会社ゼンクリエイト (まちづくりコンサルタント)	(ねづ まさひこ) 根津 昌彦	令和3年度 令和4年度
神戸香風法律事務所 弁護士	(よしはら きよひで) 吉原 清英	令和3年度 令和4年度

まちづくり専門委員会議開催要綱

平成 27 年 3 月 9 日 住宅都市局長決定
令和 2 年 5 月 1 日 改正

(趣旨)

第 1 条 神戸市地区計画及びまちづくり協定等に関する条例（以下「まちづくり条例」という。）第 19 条に規定するまちづくり専門委員（以下「委員」という。）より、専門的な見地から幅広く意見を求めることを目的として、まちづくり専門委員会議（以下「会議」という。）を開催する。

(委員)

第 2 条 会議に参加する委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 都市計画、土木、法律、経済、防災等を専門とする学識経験を有する者
- (2) まちづくりコンサルタント及び商業コンサルタント等の実務経験を有する者

2 前項の規定により委嘱する委員の人数は、それぞれ 6 名以内とする。

(委員の役割)

第 3 条 委員は、次の各号に定める事案について、意見を述べるものとする。

- (1) まちづくり条例第 9 条第 2 項及び第 9 条第 4 項に規定する、まちづくり協定の締結及び変更する場合
- (2) まちづくり条例第 12 条第 2 項に規定する、まちづくり協定に係る地区内の届出に係る行為が、まちづくり協定に適合しないと認められ、当該届出をした者と必要な措置について協議する場合
- (3) まちづくり条例第 4 条に規定するまちづくり協議会を認定する場合
- (4) まちづくり条例第 6 条に規定するまちづくり協議会の認定の取り消しをする場合
- (5) まちづくり条例第 7 条に規定するまちづくり提案を受ける場合
- (6) 神戸市まちづくり専門家派遣実施要領第 8 条に規定する、まちづくりコンサルタント派遣に係る検証及び評価を実施する場合
- (7) 神戸市まちづくり助成実施要領第 1 条の 2 に規定する、優良まちづくりボランティア団体の認定及び更新の決定に関する検証及び評価を実施する場合
- (8) その他、市長が必要があると認める場合

2 委員は、次の各号に定める事案について、報告を受けるものとする。

- (1) まちづくり条例施行規則第 4 条に規定するまちづくり協議会に係る変更の届出があった場合
- (2) まちづくり協議会より認定取消申出書が提出され、認定を取り消す場合

(任期)

第 4 条 委員の任期は、1 期 2 年とし、最長任期は原則 5 期 10 年以内とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会議の開催時期)

第 5 条 会議は、原則として年 2 回開催する。なお、第 3 条各号に定める事案がある場合は、事案に応じて委員を招集し適宜開催するものとする。また、軽微な項目については、委員個別に報告し、意見を聴くことができるものとする。

(会議の公開)

第6条 会議は、これを公開とする。ただし、次のいずれかに該当する場合で、都市局長が公開しないと決めたときは、この限りでない。

- (1) 神戸市情報公開条例（平成13年神戸市条例第29条）第10条各号に該当すると認められる情報について意見交換を行う場合
 - (2) 会議を公開することにより公正かつ円滑な会議の進行が著しく損なわれると認められる場合
- 2 会議の傍聴については、神戸市有識者会議傍聴要綱（平成25年3月27日市長決定）を適用する。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、都市局まち再生推進課において処理する。

(施行細目の委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の開催に必要な事項は、都市局副局長が定める。

附 則（令和2年5月1日決裁）

(施行期日)

この要綱は、平成27年3月9日より施行する。

この要綱は、平成31年4月1日より施行する。

この要綱は、令和2年5月1日より施行する。